議案第101号

おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加およびおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、平成31年4月1日からおうみ自治体クラウド協議会に甲賀市が加入し、おうみ自治体クラウド協議会規約(平成30年4月1日滋賀県知事届出)の一部を別紙のとおり変更することについて、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市および甲賀市と協議することにつき、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法第252条の2の2第1項の規定により設置されているおうみ自治体クラウド協議会に甲賀市が加入し、規約の一部を変更することについて関係市と協議したいので、この案を提出するものである。

おうみ自治体クラウド協議会規約の一部を改正する規約

おうみ自治体クラウド協議会規約(平成29年4月1日滋賀県知事届出)の一部を次のように 改正する。

第3条中「および米原市」を「、米原市および甲賀市」に改める。 第6条第1項中「5人」を「6人」に改める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

おうみ自治体クラウド協議会規約新旧対照表(改正理由)

改正後	現行	改正理由
(協議会の構成)	(協議会の構成)	
第3条 協議会は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖	第3条 協議会は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖	・甲賀市が加入することに伴う改正
南市、近江八幡市、米原市および甲賀市(以下「関係市」	南市、近江八幡市 <u>および米原市</u> (以下「関係市」という。)	
という。)をもって構成する。	をもって構成する。	
(組織)	(組織)	
第6条 協議会は、会長、副会長および委員6人をもって	第6条 協議会は、会長、副会長および委員5人をもって	・委員数を増加することに伴う改正
これを組織する。	これを組織する。	